

## 刑事手続における犯罪被害者・証人等の保護に関する最近の主な立法の概要

### 第1 証人等の保護 [刑事訴訟法の一部を改正する法律 (平成11年法律第138号)]

組織的な犯罪の証人等においては、その身体、財産への加害に対する不安が刑事手続の円滑、適正な実施を妨げる一因となっていることから、証人等の安全を確保するための措置として、証人等にそのような加害行為等がなされるおそれがある場合

- 裁判長は、証人等の住居等が特定される事項について尋問を制限することができる (刑訴法295条2項)
  - 検察官又は弁護人は、証拠開示に当たり、相手方に対し、証人等の住居等が特定される事項が他者に知られないようにすることその他安全確保のための配慮を求めることができる (刑訴法299条の2)
- こととされた。

### 第2 犯罪被害者保護二法

#### 1 刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律 (平成12年法律第74号)

##### (1) 証人の負担の軽減

###### ア 証人への付添い

証人の著しい不安又は緊張を緩和するため、適当な者を証人に付き添わせることができることとされた (刑訴法157条の2)。

###### イ 証人の遮へい措置

証人が被告人や傍聴人の前で証言することの精神的負担を軽減するため、証人と被告人や傍聴人との間を遮へいする措置を採ることができることとされた (刑訴法157条の3)。

###### ウ ビデオリンク方式の導入

証人が公開の法廷で証言することの精神的負担を軽減するため、証人を法廷以外の場所 (裁判官等が在席する場所と同一の構内に限る。) に在席させ、映像と音声により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法 (ビデオリンク方式) により尋問ができることとされた (刑訴法157条の4)。

##### (2) 親告罪の告訴期間の撤廃

親告罪である強姦罪等の性犯罪について、告訴期間 (犯人を知った日から6か月) を撤廃することとされた (刑訴法235条)。

##### (3) 被害者等の意見陳述

裁判所は、被害者又はその法定代理人 (被害者が死亡した場合においては、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹) から申出があるときは、公判期日において、被害に関する心情その他被告事件に関する意見を陳述させることとされた (刑訴法292条の2)。

※ その後、後記第4の5により、意見を陳述できる者の範囲が拡大された。

##### (4) 検察審査会への審査申立権者の範囲の拡大等

被害者が死亡した場合には、審査申立権をその遺族に拡大することとされた (検察審査会法2条, 30条)。

## 2 犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成12年法律第75号）

### (1) 公判手続の傍聴

刑事被告事件の係属する裁判所の裁判長は、被害者等から申出があるときは、申出をした者が当該被告事件の公判手続を傍聴できるよう配慮しなければならないこととされた（2条）。

### (2) 公判記録の閲覧及び謄写

刑事被告事件の係属する裁判所は、被害者等から申出があるときは、正当な理由があつて相当と認める場合には、申出をした者に当該被告事件の訴訟記録の閲覧又は謄写をさせることができることとされた（3条）。

※ その後、後記第4の4により、閲覧及び謄写の範囲が拡大された。

### (3) 民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解

被告人と被害者等は、両者の間における民事上の争いについて合意が成立した場合には、刑事被告事件の係属する裁判所に対し、共同して当該合意の公判調書への記載を求める申立てをすることができ、その合意が公判調書に記載されたときは、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有することとされた（13条等）。

## 第3 没収・追徴を利用した被害回復制度 [組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第86号）及び犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成18年法律第87号）]

財産犯等の犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産等（犯罪被害財産）について、一定の場合に没収・追徴を可能とし、これを用いて当該事件の被害者等に被害回復給付金を支給することとされた。

## 第4 被害者参加制度及び損害賠償命令制度の創設等 [犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成19年法律第95号）]

### 1 被害者参加制度（刑訴法316条の33～316条の39）

裁判所は、相当と認めるときは、殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、業務上過失致死傷等の罪に係る事件等の被害者等が、刑事裁判手続に参加することを許すものとし、参加を許された者は、

- ① 原則として公判期日に出席することができる。
- ② 被告事件についての検察官の権限行使に関し、意見を述べ、説明を受けることができる
- ③ 情状に関する事項についての証言の証明力を争うために必要な事項について、証人を尋問することができる
- ④ 意見の陳述に必要があると認められる場合に、被告人に質問をすることができる
- ⑤ 証拠調べが終わった後に、訴因の範囲内で、事実又は法律の適用について、意見を陳述することができる

こととされた。

## 2 犯罪被害者等に関する情報の保護

- (1) 裁判所は、性犯罪等の被害者の氏名等について、公開の法廷でこれを明らかにしない旨の決定をすることができることとし、この場合において、起訴状の朗読等の訴訟手続は、被害者の氏名等を明らかにしない方法により行うこととされた（刑訴法290条の2等）。
- (2) 検察官は、証拠開示の際に、被害者の氏名等が明らかにされることにより、被害者等の名誉が害され、あるいは被害者等に危害が加えられるおそれがあると認められる場合等には、弁護人に対し、被害者の氏名等がみだりに他人に知られないようにすることを求めることができることとされた（刑訴法299条の3）。

## 3 損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度（損害賠償命令制度）（犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律17条以下）

- (1) 殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪に係る事件等の被害者等は、刑事裁判所に対し、訴因を原因とする不法行為に基づく損害賠償の請求をすることができることとされた。
- (2) 損害賠償の請求についての審理は、有罪の言渡しがあつた後、最初の期日に刑事事件の訴訟記録を取り調べた上、原則として4回以内の期日において終結しなければならないこととされた。
- (3) 損害賠償請求についての裁判は、決定によるものとし、これに対して異議が申し立てられた場合には、通常の民事裁判所で審理を行うこととされた。

## 4 公判記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大（犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律3条・4条）

- (1) 刑事事件の被害者等については、原則として、公判記録の閲覧・謄写を認めることとされた。
- (2) いわゆる同種余罪の被害者等についても、損害賠償請求権の行使のため必要があると認められる場合であつて、相当と認められるときは、公判記録の閲覧・謄写を認めることとされた。

## 5 被害に関する心情その他の意見の陳述をすることができる者の範囲の拡大

被害者の心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹から申出があるときも、刑訴法292条の2の意見陳述（前記第2の1(3)）をさせることとされた。

## 第5 被害者参加人のための国選弁護制度 [犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律(平成20年法律第19号)]

刑事手続において資力の乏しい被害者参加人もその委託を受けて被告人質問等を行う弁護士（被害者参加弁護士）の援助を受けられるようにするため、裁判所が被害者参加弁護士を選定し、国がその報酬及び費用を負担するとともに、日本司法支援センターが被害者参加弁護士の候補を裁判所に通知する業務等を行うこととされた。